

事例番号:300338

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 5 日

21:00 墜落分娩防止のため入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 6 日

6:00 陣痛開始

7:12 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 6 日

(2) 出生時体重:3140g

(3) 臍帯血ガス分析:pH 7.341、PCO₂ 35.9mmHg、PO₂ 28.5mmHg、HCO₃⁻ 19.4mmol/L、
BE -5.2mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 10 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 2 日 嘔吐、体重減少のため高次医療機関へ搬送
初期嘔吐疑いの診断

生後 4 日 自転車こぎ様の動きあり

(7) 頭部画像所見:

生後 5 日 頭部 MRI で両側視床・背側線条体が中心の病変を認める

生後 14 日 頭部 CT で非典型的な石灰化の所見を認める

生後 5 ヶ月 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、大脳・小脳にびまん性の萎縮を軽度認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、准看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因を解明することが極めて困難な事例であるが、子宮内での一時的な低酸素・虚血による中枢神経系障害の可能性を否定できない。

(2) 子宮内での一時的な低酸素・虚血の原因および発症時期は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理、および妊娠 39 週 5 日に妊婦健診のため受診した妊産婦に対し、超音波断層法、内診を実施したこと、墜落分娩防止のため陣痛誘発を考慮することとし、一旦帰宅として同日の夜に入院予定としたことは、いずれも一般的な対応である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 39 週 5 日の陣痛誘発目的のための入院時および入院後の対応(分娩監視装置装着、バイタルサイン測定、尿検査実施)は一般的である。

(2) 妊娠 39 週 6 日に自然破水、陣痛開始した妊産婦の分娩経過中の管理(適宜内診、抗生物質投与、分娩監視装置装着)は一般的である。

(3) 臍帯血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

(1) 出生後の新生児の管理は一般的である。

- (2) 生後 2 日、嘔吐、体重減少のため A 高次医療機関 NICU に搬送としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数陣痛図の記録が不鮮明な場合は、正確に記録されるよう分娩監視装置のプローブを正しく装着することが望まれる。

【解説】本事例は、分娩経過中の胎児心拍数波形の一部が正確に記録されていなかった。正確な判読のためには、きれいに記録された胎児心拍数陣痛図が必要である。したがって、心拍プローブは、正しく装着することが重要である。

- (2) B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングは妊娠 35 週から 37 週に実施することが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、妊娠 35 週から 37 週の実施を推奨している。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では、胎児心拍数陣痛図の印字時刻と実際の時刻にずれが生じており、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、「分娩監視装置装着時刻と実際の時刻にずれが生じている理由は、モーターのセントラル装置の時刻を適宜修正しているが頻繁にずれが生じていること、入院時刻が正確に記載されていないことが考えられる」とされている。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

国・地方自治体に対して、妊娠中の B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングを、「産婦人科診療ガイドライン」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる制度を構築するよう働きかけることが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、膣分泌物培養検査（GBS スクリーニング）を妊娠 35 週から 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。